

【ご案内】 訴訟の状況について①

■フォルクスワーゲン社に対する共同訴訟の状況について

2015年に発覚したフォルクスワーゲン社（以下、VW社）の排気ガス不正事案に関し、弊社の年金投資基金信託（年投口）が被った損害の回復を求め、2016年9月に参加したドイツにおける訴訟につきましては、現在、審理中です。訴訟遂行の状況につきましては、必要に応じて適宜ご報告申し上げます。

【原告】

株式会社日本カストディ銀行

【被告】

VW社（同社の役員、関係会社、会計監査人その他の関係者を含む）

【訴訟代理人】

TISAB（ドイツ現地法律事務所）

【代理人】

アメリカ法律事務所（訴訟提起の企画、戦略立案、原告取り纏め）：
DRRT Limited、Grant & Eisenhofer P.A.、Kessler Topaz Meltzer & Check LLP

【資金提供者】

上記代理人3事務所および訴訟ファイナンス会社（Claims Funding Europe Limited）

【訴訟対象ファンド】※現存するファンドのみ記載しています

外国株式口E01、外国株式口E02、外国株式口E42、外国株式口E48、
外国株式口E91
外国債券口B05、外国債券口B13

【費用等について】

本件は成功報酬方式であり、資金提供者が訴訟のあらゆる費用を負担します。よって、原則、年投口が負担する費用はございません。例外として、次の事態が発生した場合、原告に費用負担が発生する可能性があります。

- ① 原告が合理的な理由なく訴訟から離脱した場合
- ② 資金提供者4社が全て破綻し、かつ本件訴訟が敗訴した場合

■株式会社東芝に対する共同訴訟の状況について

2015年に発覚した株式会社東芝の有価証券報告書虚偽記載事案に関し、弊社の年金投資基金信託（年投口）が被った損害の回復を求め、2017年3月に同社に対して提訴した損害賠償請求訴訟につきましては、現在、東京地方裁判所より和解案の提示がなされており、弊社にて検討を行っております。訴訟遂行の状況につきましては、必要に応じ適宜ご報告申し上げます。

【原告】

株式会社日本カストディ銀行

【被告】

株式会社東芝

【訴訟代理人】

岩田合同法律事務所

【訴訟対象ファンド】※現存するファンドのみ記載しています

国内株式K01、国内株式K02、国内株式K05、国内株式K11
国内株式K12、国内株式K13、国内株式K43

【ご案内】 訴訟の状況について②

■クラスアクションについて

投資先企業の不正等により年投口の信託財産が損害を被った場合、クラスアクションに参加することで損害の回復を図るケースがあります。クラスアクションは国によって確立度や制度が異なりますが、定型的な事務手続きにより和解金の受取に進むことを前提とした「和解参加型クラスアクション」については、無リスク・低コストであることなどを確認したうえで参加申請を行い年投口が被った損害の回復を図っています。

和解参加型は、一般的に被告と訴訟を主導する原告との間で和解に至ったのち、クラス構成員として和解参加要件を満たすものに対して参加申請が募られるものであり、裁判所が承認した定型的な手続きにより低コストにて参加できるケースがあります。和解参加型のうち、小額の費用と定型的な事務手続きのみで対応できるものにつき参加しています。

和解参加型と異なり、被告に対して原告団等が中心となってクラスアクションを提起する訴訟提起型は、個別の案件ごとに対応方法が異なり、長期化や多額の費用を要する可能性があるため、個別具体的に判断して対応しています。

■有価証券報告書の虚偽記載等への対応について

投資先企業の不正等（有価証券報告書の虚偽記載等）により年投口の信託財産が損害を被った場合、その損害の回復を求め年投口において損害賠償請求訴訟を提起することがあります。

訴訟の提起にあたっては、勝訴の蓋然性、相手方の資力、訴訟コストなどを勘案し、外部の法律専門家の意見を踏まえ総合的に判断いたします。訴訟の提起には、敗訴や長期化するリスクがあることから、個別具体的に十分な検討が必要となります。

また、弊社グループにおいては利益相反管理の観点から、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に独立性の担保された外部有識者が過半を占めるステュワードシップ活動諮問委員会を設置しています。提訴に係る方針については、当該委員会に適宜諮問し、その意見を最大限尊重する取扱いとするなど、受託者としての適切な対応の確保に努めています。

《ご留意事項》

年投口の信託財産に関し、受託者である弊社が損害賠償請求訴訟等を提起した場合や訴訟が提起され応訴した場合、その訴訟の実施に要する費用および敗訴した場合の賠償金は、発生の都度、当該年投口の信託財産から支弁いたします。支払時に当該年投口の受益権を保有しているお客様が、当該年投口の基準価格の下落を通じてご負担いただくことになります。また、勝訴や和解等により当該年投口が取得した賠償金は、取得時点で当該年投口の受益権を保有するお客様に対して、年投口の基準価格の上昇を通じて還元します。

なお、弊社が年投口を終了する場合、終了時点で当該年投口の受益権を保有されているお客様が、以後の訴訟追行に要する費用および敗訴した場合の賠償金をご負担いただき、勝訴した場合の賠償金を取得いただくことになります。